

報告事項 3

行政文書不開示決定処分取消請求事件等について

このことについて、行政文書不開示決定処分取消請求事件 31 件及び自己情報不開示決定処分取消請求事件 3 件に係る判決言渡がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成 2 5 年 4 月 1 2 日

教 職 員 課

平成25年4月12日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件等について

このことについて、平成25年3月28日（木）名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。なお、本判決は、審理が併合されていた34件の訴訟事件に係るものです。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事案の概要

原告が、平成21年9月から3か月間に行った400項目余りの行政文書開示請求に対して、県教委が権利濫用等を理由に不開示決定処分をしたところ、当該処分の取消しを求めて提訴してきたもの。

その後、原告が提起した33件の訴訟（行政文書不開示決定処分取消請求事件30件、自己情報不開示決定処分取消請求事件3件）が、基礎となる事実関係や権利濫用等の不開示理由において、本事件と共通していることから審理が併合された。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求をいづれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由要旨】

本件原告の開示請求のように、極めて大量の行政文書を対象とする膨大な数の開示請求が1人の開示請求者によって行われることは、本件情報公開条例等が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態であり、かかる状況は、地方公共団体が数多くの多様な行政事務を担うなかで、情報公開事務に充てることができる人員や予算には一定の制約があることに鑑みると、開示請求制度の維持、運営を危うくするものである。

また、原告は、開示請求を頻発し、その取下げを交換条件として自らの要求に従うことを求めたが、その要求は、原告自身を愛知県の特別支援教育連携協議会の委員にするというものや、学校の女性管理職等に自らの求めるポーズでの写真撮影に応じさせるなどというものであり、このような内容の要求を貫徹する手段として開示請求を行うことは、およそ正当性を見出し難いものというほかはない。

加えて、原告は、自らの要求が受け入れられると開示請求を取り下げを幾度も繰り返し、開示決定がされても、開示された行政文書を実際に見ることはほとんどなかったものであり、これらの原告の言動に照らすと、原告は、真に行政文書を見る目的で開示請求を行っていたわけではないといわざるを得ない。

さらに、本件のように、極めて大量の行政文書を対象とする膨大な数の開示請求が繰り返される状況下においては、対象文書の特定が不十分な場合にとどまらず、請求内容が不明確であったり、形式的にはあまりにも大量の文書が対象文書に該当してしまうような場合にも、実施機関が補正依頼を行って、請求者の真意を確認したり、真に開示の必要な行政文書を対象を絞ってもらうよう要請することも許容されるというべきところ、原告は、合理的な理由もなく、処分行政庁の補正依頼を拒否し、これに回答しなかった。

これら諸事情に照らすと、一連の開示請求の一環としてされた本件各開示請求は、本件情報公開条例等の定める開示請求制度の趣旨から乖離し、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものであることは明らかであり、権利濫用に該当するというべきである。

したがって、本件各不開示決定は、その余の点について検討するまでもなく、適法である。

4 控訴期限

平成 25 年 4 月 16 日（火）